

## 反 対 討 論

鶴 蘭 真佐彦

私は、総務警察委員会の委員十分の七を構成する自民会派の総務警察部会以後「部会」と呼びます。を代表する者の一人として「県警察の不祥事等について、地方自治法第100条委員会の規定による、調査をなすための特別委員会を設置する決議案」について、反対する立場から討論を行います。

新しい委員構成での調査がスタートした4月16日、県民の大きな関心事であります、報道等における県警察の不祥事問題等についてわが会派を始め、それぞれに質疑を行い、

第2回県議会定例会では、委員外議員の発言も担保するため、委員会日程も変更し、約4時間ほどかけ集中審議を行いました。内容等は、委員会議事録を読んでいただけたらと思います。

県警察におかれても、これまでの事件の経緯等を時系列に整理し説明されるものの、委員各位の質問に、捜査継続中、及び今後の公判に影響あるとして、答弁を控える場面も多く、

これは刑事訴訟法第47条の規定の中に、「訴訟書類の非公開、訴訟に関する書類は公判の改定前にはこれを公にしてはならない」に基づくものと理解しますが消化不良と思われた方も多く、県警本部長の「捜査が終結した際には改めて議会に説明する」という答弁も引き出し、集中審議の委員会を閉じたところであります。

審査後の議員の記者へのコメント報道、及び、兵庫県議会での100条委員会の報道等によって、県民の100条委員会に期待する声も出てきた事は、否定するものではありません。

その後、県警察におかれては、6月21日一連の不祥事案件の捜査が終了したとして、報道関係者に説明がなされ、約4時間に及ぶ質疑等が交わされたと聞き及んでおります。

私どもの閉会中委員会の開催も急がれる中、知事選挙、会派の協議前に託された部会として検討、予定されていた委員会日程などもあり、少し閉会中委員会の開催が遅れてしまいましたが、県警から再発防止策が発表される前に、一連の事件等の経緯・真相についての集中審議のための、閉会中委員会の開催を委員長に要請したところです。

私ども部会では、事前に議会事務局を通じて、調査依頼しておりました100条委員会と常任委員会での審査の比較、特別委員会設置による常任委員会審査の一部制限、100条委員会を設置した場合の司法権、検察権との関係、調査項目の議会での議決、検察審査会の今後の審議と及ぼす委員会への時間的制約、

過去、警察庁監察が入った3県を含め、これまで全国で同様な100条委員会設置はないこと、

平成15年志布志事件に係る、100条委員会設置求める陳情を、不採択とした県議会での判断根拠、

また、本部長が繰り返し「隠ぺいの支持はしておりません」と発言されていること、警察庁の特別監察、及び県公安委員会での「本部長の隠ぺい指示はなかった」という発表、

更に前生活安全部長の「本部長の隠ぺいの指示に」関連した検察庁の本部長不起訴等々、これら全てを覆すだけの議会の調査権の限界や、刑事訴訟法第47条の規定等々、自由闊達な意見交換を行いました。

部会としては「100条委員会の設置はなじまない」という結論に至り、100条委員会は設置しない旨、部会での少数意見も合わせて会派総会に報告したところであります。

7月19日開催された閉会中委員会では、一連の不祥事件、及び捜査情報漏洩事件について説明を受け、事件の詳細、捜査上の疑義の確認、関係者の処分等々についても、委員外議員の発言も許可し、休憩も含めて約9時間30分にわたって調査を行いました。

8月2日、県警察では一連の非違事案の原因分析と、それを踏まえた再発防止対策について、記者発表を行いました。

8月6日、再発防止対策の説明を受け、県警察の不祥事及び捜査情報漏洩等の調査を、委員外議員も出席して約8時間30分にわたり集中審議を実施しました。

今議会でも、これまでの委員会議事録等も確認されながら、代表質問、一般質問が交わされたところであります。

県警察が再発防止対策を発表されてから、約2か月が過ぎており、先の委員会で論議された委員の前向きな質問、提案がどの様に反映され、不祥事防止対策が行われているのか審議するため、予備日も含め2日間にわたり委員会の調査を実施しました。

主な内容は、先程の総務警察委員長報告の通りであります。

思うに これまでの計4回の集中審議の実績、来年以降に伸びた

前生活安全部長の公判の始まりを考慮すると、今後も常任委員会での調査で十分な審査が発揮できると確信するものであります。

よって、地方自治法100条の規定による調査をなすための特別委員会を設置する決議は必要ないと考えます。

また、先の総務警察委員会の審査の過程の中で、ある委員から早期解決を願うために「本部長から、ぜひ百条委員会を開いてほしいということ、議会にお願いされるということもできるのではないのでしょうか。お聞かせ下さい。

ご希望はございませんか。早く解決できると思いますよ。

私がもし本部長の立場であつたら、早く百条委員会を開いていただいて、そこで明らかなことをお伝えできれば、早期解決できると思うだろうな、と思った次第でございます。」などと不穏当な発言が委員からありました。100条委員会を、もてあそんでいると言わざるをえません。

かつ、警察権力の議会への介入を促す、全くもって不謹慎極まりない発言であります。

このことは、県民の機関意思を決定する県議会、敷いては、県民への冒瀆であると、はっきりと申し上げておきます。

私ども自民党県議団は、県下全選挙区から県民の負託を受けた議員で構成する責任会派であります。

今後も県警察の一連の案件は、引き続きタイムリーに、閉会中委員会、常任委員会での審査を通じて、県警察が県民の信頼が得られていく進捗の管理、警察行政全般にわたり、監視機能を高めてまいります。

「県警察の不祥事等について、地方自治法第100条の規定による調査をなすための特別委員会を設置する決議には、再度反対する事を申し上げ自民党県議団の討論を終わります。